

宝塚市自転車ネットワーク計画【概要版】

背景

利用ニーズの高まり

- ・ 自転車は都市内交通等において、重要な交通手段のひとつ
- ・ 環境負荷の少ない交通手段としての注目
- ・ 健康志向の高まりやライフスタイルの変化

事故の危険性

- ・ 「自転車は車両であること」や、「車道の左側を通行することが原則」等のルールへの意識が低い
- ・ 危険な自転車利用が増加しており、事故の危険性は依然として高い



平成 24 年（2012 年）11 月に国土交通省と警察庁により「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が策定されるなど、

自転車と歩行者の通行空間を分離に向けた動きが活発化

宝塚市の現状

- ・ 自転車人身事故数は平成 19 年（2007 年）から平成 27 年（2015 年）まで減少傾向にあったが、平成 28 年（2016 年）より増加に転じている。
- ・ 市内ではこれまで、歩行者と自転車の通行空間の分離が一部の県道を除いて進んでおらず、自転車歩行者道についても幅員が狭小な路線が多い。



自転車と歩行者の通行空間の分離、自転車の通行空間の確保が急務

理念・目標

理念：居住地と駅、商業施設を歩行者と自転車が
安全・快適に行き来できるまちづくり

目標：自転車通行空間の整備延長

平成 29 年度（2017 年度）末 2.4km
→平成 39 年度（2027 年度）末 8.8km(将来の整備目標の約 65%)

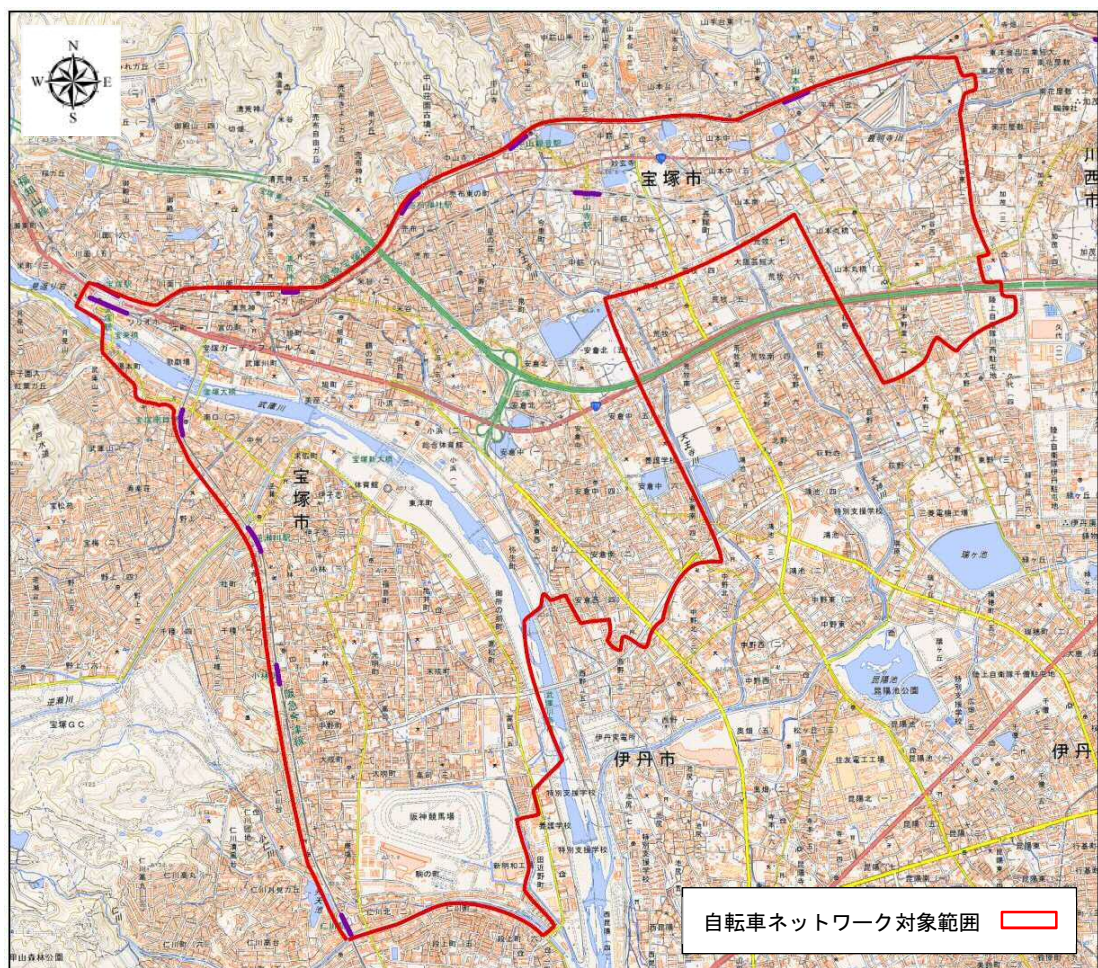
計画期間

平成 30 年度 (2018 年度) から平成 39 年度 (2027 年度) までの 10 箇年
※5 年ごとに必要に応じて計画の見直しを行う。

計画の対象範囲

概ね阪急今津線、阪急宝塚線、
川西市、伊丹市、西宮市との市境で囲まれた地域

- ・ 自転車交通量の多い平坦部で先行的に区域を設定する。
- ※新規整備の幹線、補助幹線については当該範囲に関わらず、計画対象とする。
- ※今後、電動機アシスト機能付自転車の普及等により、自転車交通に変化が生じた場合には、必要に応じ計画範囲の追加するものとする。

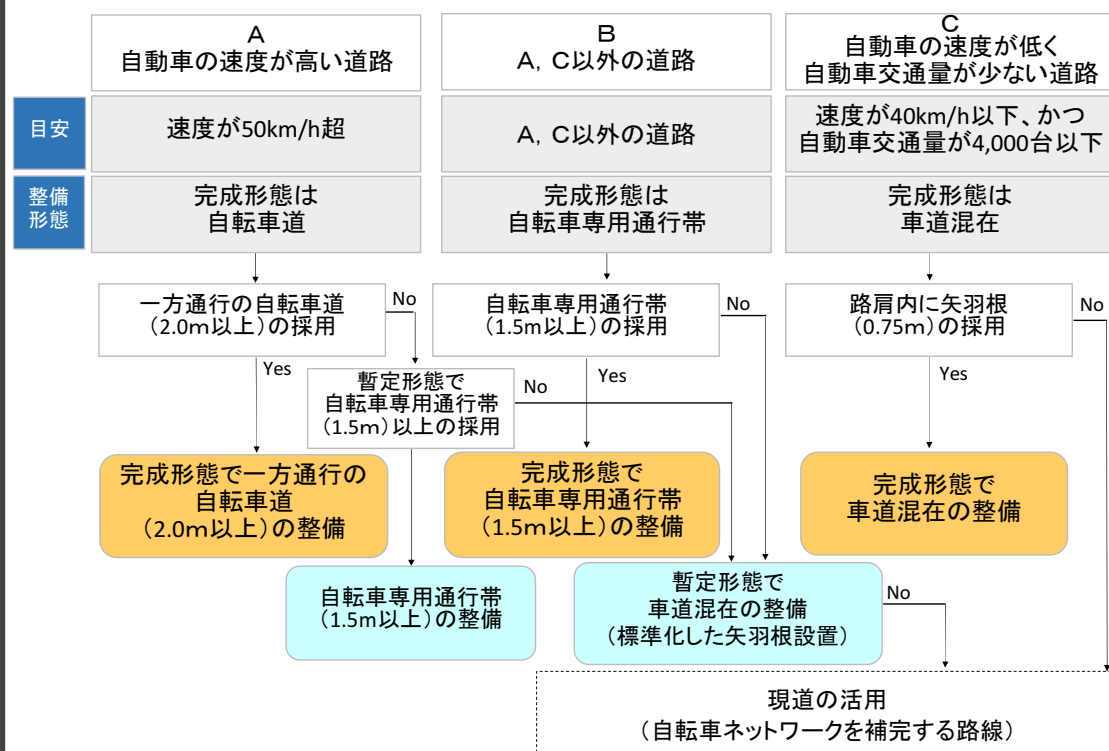


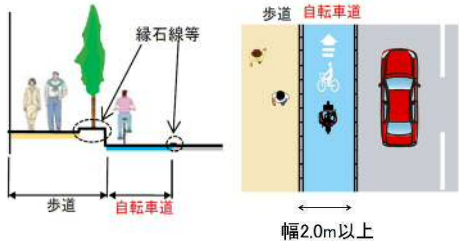
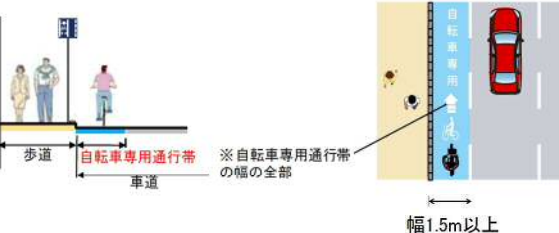
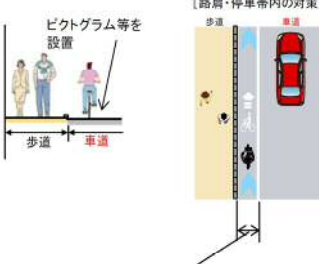
整備路線、整備形態選定の考え方

市内の幅員 6 m を超える道路のうち、以下のいずれかを満たす路線を自転車ネットワーク検討対象路線とする。

- ① 自転車利用拠点が沿線に多い路線 (2 件/km 以上)
- ② 自転車事故率の高い路線 (3 年間の事故が 10 件/km 以上)
- ③ 自転車利用の多い路線 (500 台/12h 以上)
- ④ 自転車通学が行われている路線
- ⑤ 連続性を確保するために必要な路線

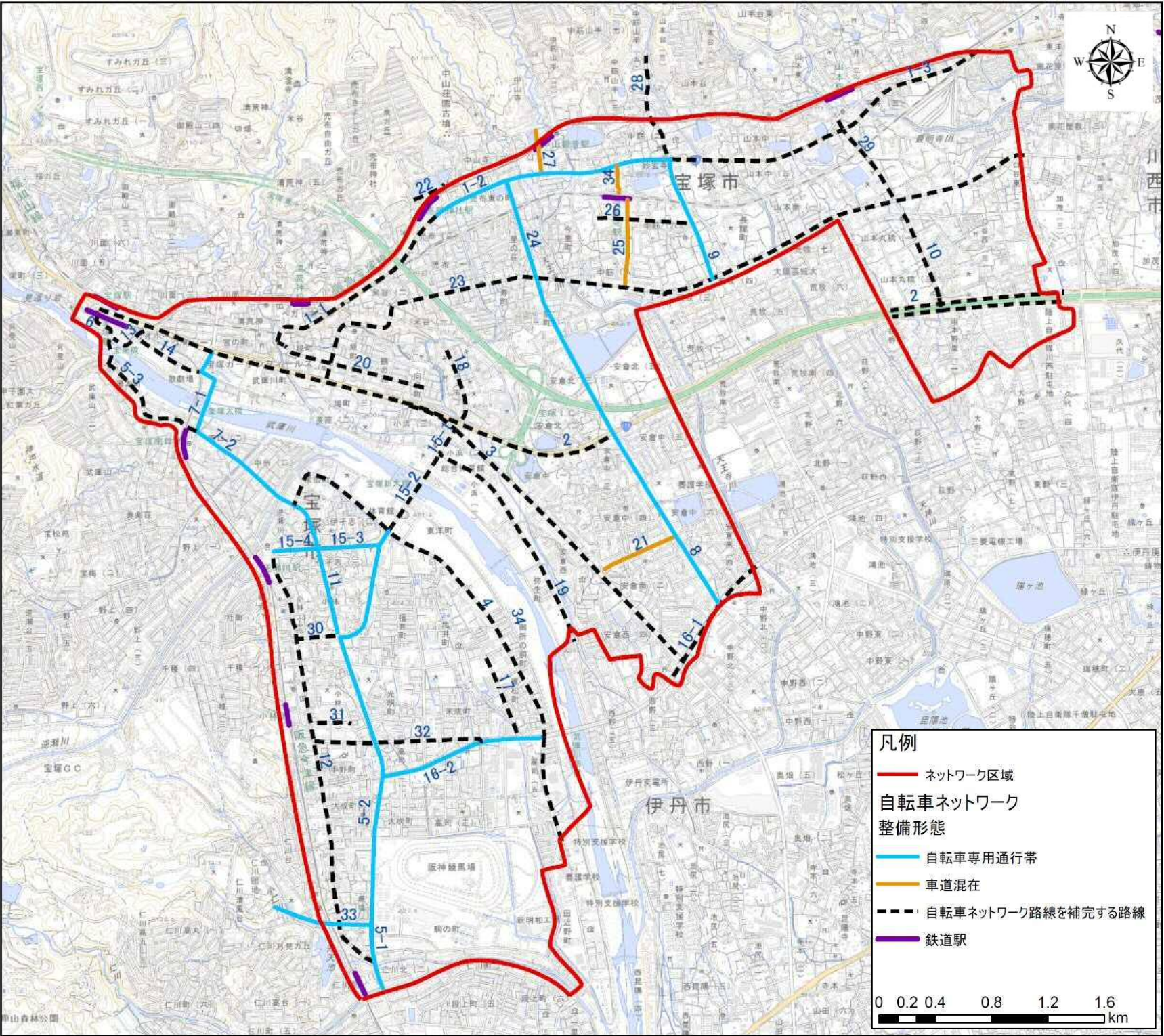
自転車ネットワーク検討対象路線のうち、自動車交通量、規制速度、道路幅員から、以下のフローに基づき、自転車ネットワーク路線およびその整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）を選定する。



自転車道 (A)	 緑石線等 歩道 自転車道 幅2.0m以上	
自転車専用通行帯 (B)	 歩道 自転車専用通行帯 車道 ※自転車専用通行帯の幅の全部 幅1.5m以上	
自転車と自動車を混在通行とする道路(車道混在) (C)	(1) 歩道のある道路における対策 [路肩・停車帯内の対策]  ピクトグラム等を設置 歩道 車道 路肩幅1.0m以上 側溝(街渠)を除いて0.75m以上確保	

選定した自転車ネットワーク路線

番号	路線名	整備形態	延長 km
1-2	国道176号	自転車専用通行帯	1.5
5-1	県道生瀬門戸荘線	自転車専用通行帯	0.4
5-2	県道生瀬門戸荘線	自転車専用通行帯	2.5
7-1	県道明石神戸宝塚線	自転車専用通行帯	0.5
7-2	県道明石神戸宝塚線	自転車専用通行帯	0.7
8	県道米谷毘陽尼崎線	自転車専用通行帯	1.4
9	県道中野中筋線	自転車専用通行帯	0.7
11	市道3606号線線	自転車専用通行帯	0.8
15-3	市道逆瀬川米谷線	自転車専用通行帯	0.5
15-4	市道逆瀬川米谷線	自転車専用通行帯	0.3
16-2	市道3635号線	自転車専用通行帯	1.0
21	市道安倉線	車道混在	0.5
24	市道中山安倉線	自転車専用通行帯	1.4
25	市道3891号線	車道混在	0.5
27	市道1025号線	車道混在	0.3
33	都市計画道路競馬場高丸線	自転車専用通行帯	0.6
34	県道中山停車場中山寺線	車道混在	0.2
延長合計			13.6

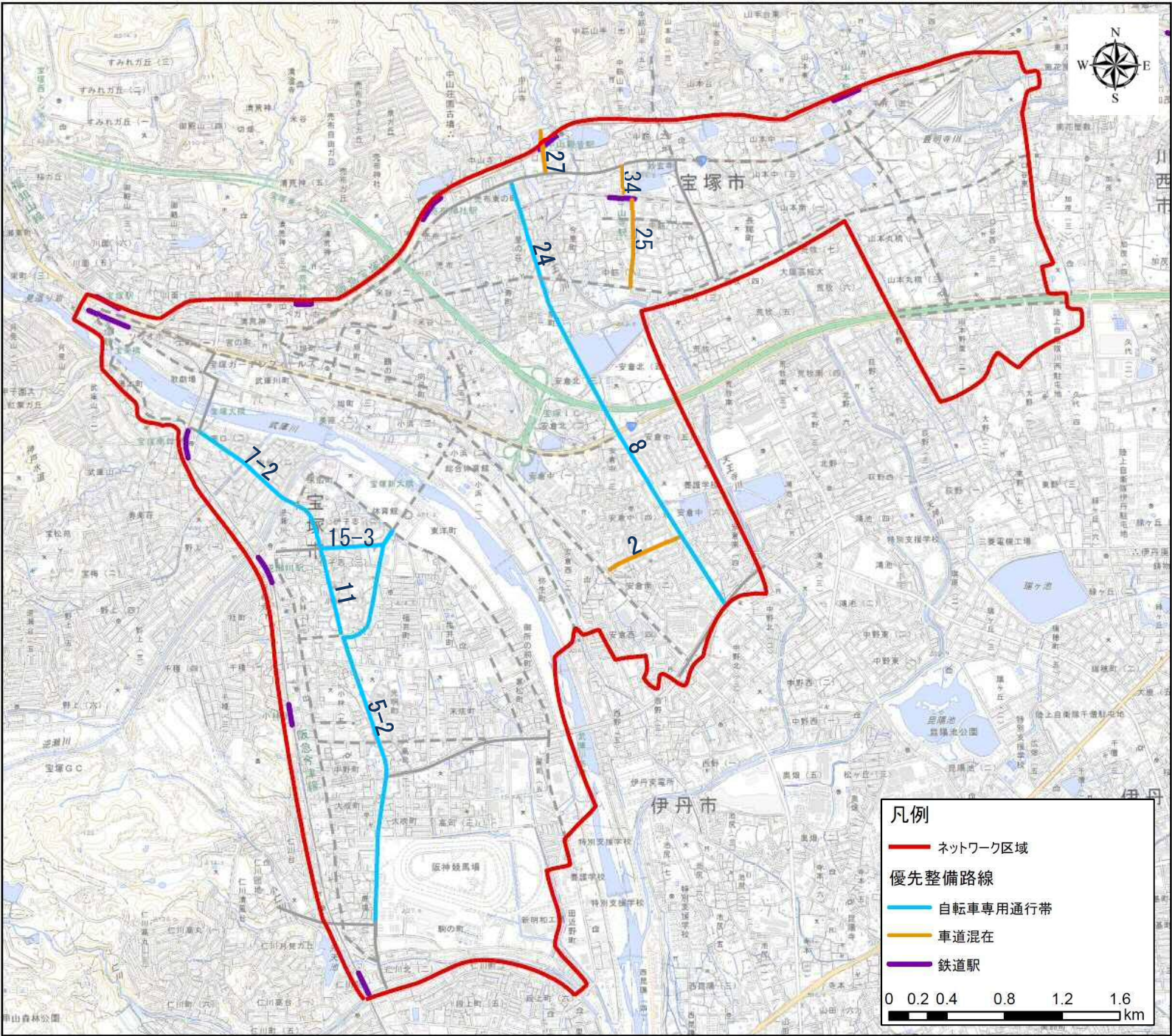


自転車ネットワーク路線のうち優先整備路線

- A. 自転車ネットワーク路線のうち、以下の①～③の全てを満たす路線を優先的に整備する。
- ① 自転車事故率が比較的高い路線 (5 件/km (3 年間) 以上)
 - ② 自転車利用の多い路線 (500 台/12h 以上)
 - ③ 早期の整備が可能な路線
- B. これら以外の、道路改築等を予定している路線、その他早期の整備が可能な路線についても、早期の整備を目指す。
- A、Bを優先整備路線とし、計画期間内の整備を目指すものとする。

番号	路線名	整備形態	延長 km
5-2	県道生瀬門戸荘線	自転車専用通行帯	2.5
7-2	県道明石神戸宝塚線	自転車専用通行帯	0.7
8	県道米谷昆陽尼崎線	自転車専用通行帯	1.4
11	市道3606号線	自転車専用通行帯	0.8
15-3	市道逆瀬川米谷線	自転車専用通行帯	0.5
21	市道安倉線	車道混在	0.5
24	市道中山安倉線	自転車専用通行帯	1.4
25	市道3891号線	車道混在	0.5
27	市道1025号線	車道混在	0.3
34	県道中山停車場中山寺線	車道混在	0.2

自転車専用通行帯	
県道	4.6km (うち整備済2.4km)
市道	2.7km
車道混在	
県道	0.2km
市道	1.3km
合計	8.8km (うち整備済2.4km)



安全な自転車利用のために

第10次宝塚市交通安全計画、宝塚市自転車の安全利用に関する条例に基づき、安全な自転車利用を推進していく。

- ・ 幼年期からの交通安全教育
 - 幼児交通安全クラブ
 - 自転車交通安全教室
 - 交通安全ポスター
 - 自転車通学が認められている高校生を対象とした自転車啓発
- ・ 関係機関と連携したルールの周知、啓発の実施
 - 四季の交通安全運動
 - 安全啓発イベントとの連携、開催
 - 成人を対象とした自転車啓発
 - 高齢者を対象とした自転車啓発
- ・ 道路上での注意喚起
 - 看板や道路内の構造物への注意喚起の文言の掲載



ハード整備と併せて、ソフト対策によりルール、マナーの啓発を図る

巻末資料

宝塚市自転車ネットワーク協議会 規約

（名称）

第1条 本会は、「宝塚市自転車ネットワーク協議会」（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの背景を踏まえ自転車に関連する事故の低減のため、兵庫県、宝塚市、警察機関等が連携し、宝塚市における自転車ネットワークのあり方を検討することで、安全な通行空間の確保によるすべての交通の安全と円滑を図り交通事故の低減に資することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- （1） 自転車ネットワーク計画策定の検討に関する事項
- （2） 自転車ネットワーク計画の施行、整備、計画の見直し等に関する事項
- （3） その他自転車関連事故の防止や自転車利用のルール・マナー等に関する事項
- （4） 国、県、市、警察、その他関係機関等が取り組む自転車関連施策のプラットフォーム化（情報の共有化）に関する事項

（組織及び委員）

第4条 協議会の委員は、別紙に示す通りとし、会長は委員の互選により決定する。

（会議等）

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

3 委員は事故その他やむを得ない理由により実行委員会に出席できない場合は、代理人を出席させ、又は議長その他委員に表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（任期）

第6条 委員の任期は2箇年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務局）

第7条 協議会の事務局は、宝塚市役所道路政策課に置く。

(謝金及び費用弁償)

第8条 委員の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宝塚市条例第14号）の規定の例による。

ただし、兵庫県、宝塚市、警察機関の関係者については謝金及び費用弁償を支給しない。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は協議会で定める。

(附 則)

この規約は、平成29年5月22日から施行する。

別表

	役職	氏名	所属等
1	委員	尾崎 和之	宝塚市 都市安全部 部長
2	委員	金岡 厚	宝塚市 都市安全部 建設室 室長
3	委員	嶋津 英治	宝塚警察署 交通課 課長
4	委員	西川 多華夫	宝塚警察署 交通課 交通規制係長
5	委員	堀江 淳二	兵庫県 宝塚土木事務所 道路第2課 課長
6	委員	多田 孔充	兵庫県 県土整備部 土木局 道路保全課 保全班主幹
7	委員	芦田 渉	兵庫県 県土整備部 土木局 道路街路課 街路班班長
8	委員	中村 修	宝塚市 都市安全部 建設室 道路政策課 課長
9	委員	藤田 裕之	宝塚市 都市安全部 生活安全室 防犯交通安全課 課長
10	委員	中条 充	宝塚市 都市安全部 建設室 道路管理課 課長
	事務局		宝塚市 都市安全部 建設室 道路政策課

協議会等 開催状況

開催日	内容
第 1 回 宝塚市自転車ネットワーク 協議会 平成 29 年(2017 年)9 月 8 日	・計画策定の背景、計画エリア、宝塚市の自転車環境を取り巻く課題について意見交換
第 2 回 宝塚市自転車ネットワーク 協議会 平成 30 年(2018 年)1 月 23 日	・第 1 回会議、関係機関、関係部局の意見を反映した修正案の提示 ・自転車ネットワーク検討対象路線案について意見聴取
平成 29 年度 兵庫県自転車ネットワーク 整備計画連絡会議、 アドバイザー会議 平成 30 年(2018 年)2 月 2 日	・策定中の自転車ネットワーク計画について学識経験者(徳島大学大学院 山中英生教授、大阪市立大学大学院 吉田長裕准教授)より意見聴取
第 3 回 宝塚市自転車ネットワーク 協議会 平成 30 年(2018 年)3 月 22 日	・第 2 回会議、関係機関、関係部局の意見を反映した修正案の提示 ・自転車ネットワーク路線、優先整備路線に関する意見聴取 ・自転車ネットワーク計画全般に関する意見聴取
平成 30 年(2018 年)7 月	・パブリックコメントの実施

宝塚市自転車ネットワーク計画 ～概要版～

発行日 平成 30 年(2018 年)9 月
 発 行 宝塚市
 郵便番号 665-8665
 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号
 0797-71-1141 (代表)
 編 集 宝塚市都市安全部 道路政策課